

マイカー共済 商品改定のお知らせ ～組合員ニーズや社会的背景・情勢等に対応するため、 2025年4月からお車の補償内容を改善します～

コープ共済連（日本コープ共済生活協同組合連合会、代表理事理事長：和田 寿昭）は、組合員の皆様のニーズやこの間の改善要望の反映、また、社会的背景・情勢等にもとづき、お車の補償であるマイカー共済（契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop））の商品改定を実施します。これにより、今までより一層多くの組合員の皆様にお役立ちができるCO・OP共済を目指します。なお、今回の改定は2025年4月1日以降に更新を迎える契約※より適用されます。

※ 新規契約は2025年3月1日以降に発効する契約から対象です。

1. 補償の改定

<p>(1) 車両損害補償（エコノミーワイド・エコノミー）の補償範囲の拡大</p>	<p>あてにげ等の事故についても補償できるようにしてほしいとの組合員からのご要望にお応えし、エコノミーワイドおよびエコノミーの補償範囲に「他の自動車との衝突（あてにげ）」「人・動物との衝突」「自転車等との衝突」を追加し、補償範囲を拡大します。</p>
<p>(2) 車両損害付随諸費用補償（遠隔地事故諸費用補償）の拡大</p>	<p>遠隔地で事故が発生した際の補償ニーズにお応えするために、現行の陸送等費用を車両搬送費用と車両引取費用に区分し補償上限を拡大します。</p> <p>また、より利便性を高めるため代替交通費用（現行の帰宅等費用）を改善し、ご利用の少ない宿泊費用は廃止します。</p>
<p>(3) 新車買替特約の付帯条件の緩和</p>	<p>新車買替特約の付帯できる期間について、共済期間の満了日が初度登録（検査）年月から「61ヵ月以内」に緩和します。</p>
<p>(4) 運転者本人限定特約の新設</p>	<p>世帯構成の多様化により、ご本人しかお車を運転されないケースも多く、運転者を本人に限定した分、掛金を安くしてほしいとのご要望が多く寄せられていたため、「運転者本人限定特約」を新設します。</p>
<p>(5) 新車割引の適用期間の拡充と割引率の見直し</p>	<p>お車の使用年数の長期化がみられることから、新車割引が適用できる期間を最長3年間から最長5年間に拡大します。また、割引率の見直しを行います。</p>
<p>(6) 22等級における割引率の拡大</p>	<p>これまでの共済金のお支払い状況などを踏まえ、「無事故割引等級22等級（事故なし）」の割引率を65%割引（現行64%割引）に拡大します。</p>
<p>(7) 心神喪失等事故被害者救済補償特約の新設</p>	<p>近年の高齢化により、認知機能が低下している高齢者の交通事故に社会的関心が高まっていることから、心神喪失等による損害賠償責任を負わない事故も補償できるように特約を新設し、すべてのご契約に自動付帯します。</p>

	例えば、認知症などの運転者が起こした事故について、責任能力がないと認められたことにより損害賠償責任を負わなかった場合であっても、被害者などに生じた損害の補償が可能となります。
(8) 入替自動車の自動補償の拡充	十分に被害者救済ができるように、入替自動車の取得日の翌日から起算して 31 日以降に契約者がお車の入替手続きを行った場合についても、賠償責任等に限って補償を拡大します。
(9) 新規運転者の自動補償特約の新設	運転者年齢条件や運転者限定特約の変更手続きが漏れた場合について、被害者救済の観点から、補償対象となる期間や補償範囲を拡大します（現行の「年齢条件特約の不適用に関する特約」などは廃止とします）。

2. 共済掛金の改定

(1) 掛金水準の見直し	これまでの共済金のお支払い状況などを踏まえ、共済掛金の見直しを行います。 これに伴い、一部のご契約におかれましては、共済掛金の引き下げ・引き上げが発生します。
(2) 軽四輪乗用車の型式別掛金クラスの拡大	軽四輪乗用車の普及に伴う自動車ごとの安全性能の多様化などにより、型式別の事故実績にも差が見られるようになっていきます。型式ごとの事故実績等を適切かつ公平に共済掛金へ反映するために、軽四輪乗用車の型式別掛金クラス数を 3 クラスから 7 クラスに拡大します。
(3) 等級別割引・割増率の改定	等級別掛金率（割引・割増率）の見直しを行います。

3. その他の改定

(1) 電車等の破損を伴わず運行不能にした場合の補償範囲の拡大	お車が線路等に立ち入り、電車などの破損を伴わなかったものの、運行不能としてしまった場合の賠償責任について、新たに対物賠償等の補償対象とします。
(2) 車両損害付随諸費用補償（代車費用補償）の支払要件の拡大	お車に生じた損害が全損以外で、その損害を修理しない場合であっても支払対象とします。 また、支払対象期間を「事故の発生日から最大で 1 年以内」に拡大し、支払対象期間内にレンタカーを借り入れた日から 30 日を限度に補償の対象とします。
(3) 新規加入・契約変更時の付帯の停止	以下の補償・自己負担額については、新規加入・契約変更時の付帯を停止します。 ●搭乗者傷害特約の「家族限定補償型」 ●車両損害補償の「補償額限定一般補償」 ●車両損害補償の自己負担額「30 万円」

	<ul style="list-style-type: none"> ●対物賠償の自己負担額「3万円」「5万円」「10万円」（マイバイク特約の対物賠償を含みます）
<p>（４）契約中断事由の追加・中断証明書の発行期間の伸長など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害による契約中断を可能とするために、契約中断事由に「災害により被共済自動車が増失した場合」を追加します。 ●中断証明書の発行期間を、契約の中断日（中断前契約の満期日または解約日）の翌日から起算して5年（現行は13ヵ月）以内の日に変更します。 ●契約中断期間（海外渡航を除く）について、中断前契約の共済期間または保険期間の満了日（共済期間等途中で解約された場合は、その解約日）の翌日から起算して、10年間に統一します（現行は二輪自動車契約における主たる被共済者の妊娠についてのみ3年間）。

※マイカー共済は、取扱団体が日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）、契約引受団体が全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）となる商品です。

【コープ共済連のご紹介】

コープ共済連はCO・OP共済を取り扱う、主に宅配・店舗事業を行う各地域の生協と、日本生活協同組合連合会（略称：日本生協連）が共同して設立した共済事業を専業とする連合会です。CO・OP共済は「自分たちに必要な保障商品を自分たちで開発し、育てること」を軸に、組合員の皆様の声を元に商品開発を行い、保障内容をより良く改定してきました。特に、子ども、女性の保障分野の加入者が多く、子育て世帯よりご支持いただいています。

お問い合わせ先

日本コープ共済生活協同組合連合会 渉外・広報部 （担当 大塚・西本）

TEL：03-6836-1320／FAX：03-6836-1321（平日10時～17時 土日除く）

e-mail：kyosaiinfo@coopkyosai.coop

